

別紙第2 勸 告

本委員会は、報告に述べた見解に基づき、職員の給与に関する条例（昭和27年茨城県条例第9号）、一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年茨城県条例第6号）、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年茨城県条例第9号）及び職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年茨城県条例第5号）を次のとおり改正するよう勧告する。

I 平成26年4月の公民較差等に基づく給与改定のための関係条例の改正

1 職員の給与に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第1のとおり改定すること。

(2) 諸手当

ア 初任給調整手当

(ア) 医療職給料表（一）の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額を国に準じて改定すること。

(イ) 医療職給料表（一）以外の給料表の適用を受ける医師及び歯科医師で、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職員の職にあるものに対する支給月額の限度を50,300円とすること。

イ 勤勉手当

(ア) 平成26年12月期の支給割合

a b及びc以外の職員

勤勉手当の支給割合を0.825月分（再任用職員にあっては、0.375月分）とすること。

b 特定幹部職員

勤勉手当の支給割合を1.025月分（再任用職員にあっては、0.475月分）とすること。

c 医療大学の学長の職にある職員

勤勉手当の支給割合を0.925月分（再任用職員にあっては、0.5月分）とすること。

(イ) 平成27年6月期以降の支給割合

a b及びc以外の職員

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.75月分（再任用職員にあっては、それぞれ0.35月分）とすること。

b 特定幹部職員

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.95月

分（再任用職員にあっては、それぞれ0.45月分）とすること。

c 医療大学の学長の職にある職員

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.85月分（再任用職員にあっては、それぞれ0.45月分）とすること。

ウ 単身赴任手当

再任用職員に対して単身赴任手当を支給すること。

2 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第2のとおり改定すること。

(2) 期末手当

特定任期付職員の期末手当の支給割合については、次のとおりとすること。

ア 平成26年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.7月分とすること

イ 平成27年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.55月分とすること。

3 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第3のとおり改定すること。

(2) 期末手当

ア 平成26年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.7月分とすること。

イ 平成27年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.55月分とすること。

II 給与制度の総合的見直しのための関係条例の改正

1 職員の給与に関する条例の改正

(1) 給料表

Iの1の(1)による改定後の給料表（医療職給料表（一）を除く。）を別記第4のとおり改定すること。

(2) 諸手当

ア 地域手当

(ア) 地域手当の支給割合を、次に掲げる級地の区分に応じ、それぞれ次

に定める割合とすること。

- a 1級地 100分の20
- b 2級地 100分の16
- c 3級地 100分の15
- d 4級地 100分の12
- e 5級地 100分の10
- f 6級地 100分の6
- g 7級地 100分の3

(イ) 地域手当の医師及び歯科医師に係る特例の支給割合を、当分の間、100分の16とすること。

イ 単身赴任手当

単身赴任手当の基礎額を月額30,000円とし、職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離の区分に応じて加算することとされている額の限度を月額70,000円とすること。

ウ 管理職員特別勤務手当

(ア) 管理職員が、災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により職員の勤務時間に関する条例（昭和26年茨城県条例第40号）第3条第1項、第4条及び第5条の規定（市町村立学校県費負担教職員の勤務時間に関する条例（昭和46年茨城県条例第56号）第2条において準用する場合を含む。）に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間（正規の勤務時間以外の時間に限る。）に勤務した場合に、管理職員特別勤務手当を支給すること。

(イ) (ア)の管理職員特別勤務手当の額は、(ア)による勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額とすること。

(3) 55歳を超える職員の給料月額減額支給等

職員の給与に関する条例付則第17項から第20項までの規定による55歳を超える職員の給料月額減額支給等の期間を、平成30年3月31日までの間とすること。

2 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正

Iの2の(1)による改定後の給料表（任期付職員医療職給料表（一）を除く。）を別記第5のとおり改定すること。

3 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の改正

Iの3の(1)による改定後の給料表を別記第6のとおり改定すること。

4 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年茨城県条例第5号）の改正

平成18年3月31日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額（Ⅲの2の(1)の平成30年3月31日までの間における差額を含む。）が平成18年3月31日において受けていた給料月額（職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成21年茨城県条例第47号。(1)において「平成21年改正条例」という。）の施行の日において次に掲げる職員である者にあつては、当該給料月額にそれぞれ次に定める割合を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなるもの（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、平成28年3月31日までの間、当該受ける給料月額のほか、その差額に相当する額（職員の給与に関する条例付則第17項の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員（再任用職員を除く。）のうち、その職務の級が同項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者（医療大学の学長の職にある職員を除く。以下「特定職員」という。）にあつては、55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあつては、特定職員となった日）以後、当該額から、当該額に100分の0.4を乗じて得た額に相当する額を減じた額）（以下「差額相当額」という。）から差額相当額に3分の2を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額を給料として支給すること。

- (1) 平成21年改正条例付則第3項第1号に規定する減額改定対象職員（(2)に掲げる職員を除く。） 100分の95.14
- (2) 医療大学の学長の職にある職員 100分の96.87
- (3) (1)及び(2)に掲げる職員以外の職員（医療職給料表（一）の適用を受ける職員及び第2号任期付研究員を除く。） 100分の95.37

Ⅲ 改定の実施時期等

1 改定の実施時期

この改定は、平成26年4月1日から実施すること。ただし、Ⅰの1の(2)のイの(ア)、2の(2)のイ及び3の(2)のイについてはこの勧告を実施するための条例の公布の日から、Ⅰの1の(2)のイの(イ)及びウ、2の(2)のイ並びに3の(2)のイ、Ⅱ並びにⅢの2の(1)から(3)までについては平成27年4月1日から実施すること。

2 経過措置等

(1) 平成30年3月31日までの間における差額の支給

ア IIによる改定後の給料表の適用の日（以下「切替日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、平成30年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額（職員の給与に関する条例付則第17項の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員（再任用職員を除く。）のうち、その職務の級が同項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者（医療大学の学長の職にある職員を除く。以下「特定職員」という。）にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、当該額から、当該額に100分の0.4を乗じて得た額に相当する額を減じた額）を給料として支給すること。

イ 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（アの職員を除く。）について、アによる給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会規則の定めるところにより、アに準じて、給料を支給すること。

ウ 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮してア又はイによる給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会規則の定めるところにより、ア又はイに準じて、給料を支給すること。

(2) 地域手当の支給割合の特例措置

平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間における地域手当の支給割合については、IIの1の(2)のアの(ア)中「次に定める割合」とあるのは「次に定める割合を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合」とし、IIの1の(2)のアの(イ)中「100分の16」とあるのは「100分の16を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合」とすること。

(3) 単身赴任手当の基礎額の月額の特例措置

平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間における単身赴任手当の基礎額の月額については、IIの1の(2)のイ中「30,000円」とあるのは「30,000円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額」とすること。

(4) その他所要の措置

(1)から(3)までに掲げるもののほか、この改定に伴い、所要の措置を講ずること。